

裁 決 書

審査申立人 (略)

審査申立人から令和7年11月25日付けで提起された同年9月28日執行の豊能町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙及び当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件申立て」という。）について、大阪府選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

主 文

本件申立てのうち、

- 1、選挙の効力に関する申立てを棄却する。
- 2、当選の効力に関する申立てを却下する。

本件申立ての要旨

審査申立人は、本件選挙の効力に関し、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第202条第1項の規定により、豊能町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して異議の申出（以下「本件異議申出」という。）をしたところ、町委員会は、令和7年11月15日、本件異議申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をした。

これに対し審査申立人は、公選法第202条第2項及び第206条第2項の規定により、原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙又は当選人のうち内田香織氏若しくは寺脇直子氏の当選を無効とする旨の裁決を求めて本件申立てをしたものである。

その理由等及び口頭意見陳述の内容を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件選挙において、審査申立人の得票を計画的に減殺し、これを他の候補者にふり替え、若しくは消去した。このことは、町委員会委員長又はそれに近い人物が審査申立人の得票数を230前後にするよう指示する通信を審査申立人の知人が傍受したことや新人である内田香織氏が選挙運動をしていたところを審査申立人は見たことがないにもかかわらず当選したことから明らかである。

また、開票所において開票結果の読み上げ及び候補者得票の時刻別一覧表の掲示がなく、審査申立人の票数が壁の張り紙に「200」と記載されたのに、その張り紙はすぐ剥がされた。参観人への配慮に欠ける手順である。

したがって、本件選挙は無効である。

(2) 本件選挙において、審査申立人の得票を立候補届出受付番号1番内田香織氏又は同3番小寺正人氏にふり替えた。再度投票を点検し直せば、内田香織氏又は最下位当選者の寺脇直子氏が落選することから、内田香織氏若しくは寺脇直子氏の当選

は無効である。

なお、本件異議申出において、令和7年10月2日の異議申出時点では選挙の無効のみを主張していたが、令和7年11月6日付で提出した「異議「申立の趣旨」の一部変更と補充する陳述について」（以下、補充陳述書という。）により、異議申出の審理手続中に当選の無効についての主張も追加した。

裁 決 の 理 由

1 選挙の無効を争う主張について

審査申立人は本件選挙の無効を主張しているところ、およそ選挙が無効とされるのは、公選法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあり、当該規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指す」（最高裁判所第一小法廷昭和27年12月4日判決）とされ、また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異つた結果の生ずる可能性のある場合をいう」（最高裁判所第二小法廷昭和29年9月24日判決）とされている。

そこで、当委員会は、本件選挙が無効とされる場合に当たるのか検討する。

(1) 審査申立人は、自己の得票が計画的に減殺され、これを他の候補者にふり替え、若しくは消去している旨主張している。

公選法上、開票結果の適正さは、①開票管理者（開票の事務を選挙会の事務に併せて行った本件選挙においては、選挙長。以下同じ。）が、仮投票の受理不受理の決定（公選法第66条第1項）、票の点検（公選法第66条第2項）、投票の効力の決定（公選法第67条）、開票録（開票の事務を選挙会の事務に併せて行った本件選挙においては、選挙録。以下同じ。）の作成（公選法第70条）等の開票事務を行うこと、②開票立会人（開票の事務を選挙会の事務に併せて行った本件選挙においては、選挙立会人。以下同じ。）が開票作業に立ち会い、選挙長が行う投票の効力の判定に際して意見陳述し（公選法第67条）、選挙録への署名を行うこと（公選法第70条）、③選挙人は開票所の参観を求めることが可能となっており（公選法第69条）、開票作業は報道関係者や一般の参観人による監視の中で行われていること、によって担保されている。

本件選挙において、原決定、町委員会提出の弁明書、開票事務に係る関係書類及び選挙録によれば、①開票作業は、投票を取り出し、候補者名ごとの票、疑問票等に分類し、2度計数したのち票箋をつけ、有効投票については票箋に基づき、候補者別の有効投票数を算出し、選挙長は、これらを経てまとめられた票を全て点検し、投票の効力を決定すること、②選挙長が点検するに先立ち、選挙立会人が全ての票を点検し、各候補者の得票数及び無効投票数が集計され、その結果に基づき選挙録が作成されたうえで、選挙長及び3名以上の選挙立会人の署名・押印がなされていること、③この一連の手續は、記者及び警察を含む観覧人席から一覧できる範囲で行われていることが認められる。これらのことからすると、本件選挙において、開票結果に瑕疵があることを疑うべき事情は見当たらない。

なお、審査申立人は、開票手續に係る疑念の理由として、得票数を230前後にする

よう指示する通信を知人が傍受したと主張している。しかしながら、通信を元にどのように開票手続において不正が生じたかについて、審査申立人は具体的な事実を主張・立証を行っておらず、このような通信の有無が直接開票結果の適正さに影響するものではない。

また、当選人内田香織氏が選挙運動をしていないにもかかわらず当選したと主張しているが、選挙運動の有無及びその多寡についても開票結果の適正さに何ら影響するものではない。

(2) 審査申立人は、開票結果の読み上げ及び候補者得票の時刻別一覧表の掲示がなかった旨主張する。

公職選挙法施行令第73条の規定により、選挙会において選挙長は各候補者の得票総数を朗読することとされている。ただし、選挙会場内にいる選挙人に周知させるため、朗読に代えて掲示その他の必要な措置を講ずることができる。

町委員会は、再弁明書により、22時、22時30分及び22時40分の3回に分けてそれぞれの時点での候補者の得票数を読み上げたことを主張する。また、再弁明書添付の「令和7年9月28日執行豊能町議会議員一般選挙 開票速報」及び「令和7年9月28日執行豊能町議会議員一般選挙（開票結果）」によれば、22時、22時30分及び22時40分の候補者別の得票総数を集計したこと及び同一内容を町委員会のホームページに掲載したことが認められる。したがって、町委員会は各候補者の得票総数を朗読等により選挙人に周知したことが推認される。

なお、審査申立人は開票所での候補者得票数の掲示方法が参観人への配慮に欠ける旨主張するが、参観人に対する候補者の得票数の掲示方法等の具体的な参観手続は法定されているものではなく、その手法につき不当の問題が生じたとしても、選挙の規定の違反があったということはできない。

(3) 以上のことから、いずれの主張においても本件選挙の開票手続に選挙の規定違反は認められないため、審査申立人の主張には理由がない。

2 当選の無効を争う主張について

(1) 審査申立人は本件申立てにおいて内田香織氏若しくは寺脇直子氏の当選を無効とする旨の裁決を求めている。

(2) 公選法において、当選の効力に関する審査の申立ては、当選の効力に関する異議の申出を経ることが必要とされていることから、異議の申出時に当選の効力を争ったと認められない場合は、審査の申立てにおいて当選の効力を争うことはできない（公選法第206条第2項）。また、当選の効力に関する異議の申出は、公選法第206条第1項の規定により、同法第101条の3第2項の規定による告示の日から14日（その末日が祝日、日曜日、その他の休日に当たるときは、その翌日）以内に行うことができるとされている（行政裁昭和3年11月1日判決）。

(3) 審査申立人の異議申出書及び補充陳述書を総合すると、本件異議申出において、審査申立人は「開票における審査申立人の得票数の改ざんが疑われるため、投票用紙の開披再点検を行いその結果を公表すること」や「何者かにより審査申立人の得票数を操作された本件選挙は違法であるため、本件選挙の無効を確認すること」を求めているが、本件選挙の当選の効力を争ったとまでは認められない。

また、令和7年11月6日の補充陳述書の提出によって当選無効の主張を追加していたとしても、本件選挙の当選無効に係る異議申出期間の満了日である同年10月14日を徒過しているため、不適法なものとして却下されるものであったといわざるをえ

ない。

(4) よって、審査申立人は、本件異議申出において本件選挙の当選の効力を少なくとも適法に争っているとは認められず、本件審査申立てにおいてこれを主張することは、公選法第206条第2項に反し、不適法である。

3 その他の主張について

審査申立人は、令和8年3月4日付け「物件提出要求の申し立てについて（通知）」に対する反論と、その取り消し（若しくは、無効）について（異議申立）」において、町委員会が所持する本件選挙の投票を再点検及び検証するよう求めるが、審理手続上その必要性が認められないので、実施しない。

以上のとおり、審査申立人の主張のうち選挙無効に関する部分は理由を欠いており、選挙の規定に違反し、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、審査申立人の主張のうち当選無効に関する部分は不適法である。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和8年4月8日

大阪府選挙管理委員会
委員長 新田谷 修司

公選法第203条第1項及び第207条第1項の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から30日以内に、大阪高等裁判所に訴訟を提起することができる。